

許可番号 02150004490

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目4番15号

氏 名 伊勢久株式会社
代表取締役 高木 裕明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県東濃振興局長 若宮 克行



許可の年月日 平成27年 1月24日

許可の有効年月日 平成34年 1月23日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、シアンを含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、シアンを含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、シアンを含むもの）

以上 7種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 7年 1月24日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成 12年 1月24日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成 17年 1月24日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成 22年 1月24日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成 27年 1月24日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

5 積替え許可の有無 · 無

市名 岐阜市 許可番号 06160004490

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 · 無

岐阜県指令東振第10号の2

住 所 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目4番15号

氏 名 伊勢久株式会社
代表取締役 高木 裕明

平成27年1月7日付けで申請のあった特別管理産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定により、下記のとおり許可する。

平成27年 2月19日

岐阜県東濃振興局長 若宮 克行

記



1 許可番号 第02150004490号

2 許可の有効年月日 平成27年 1月24日 から 平成34年 1月23日 まで

3 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、シアノを含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、シアノを含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、シアノを含むもの）

以上 7種類

4 許可の条件

なし

(教示)

1 この処分について不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分について不服のある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、この処分の取消しの訴えは、それぞれイ又はロに掲げる日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

イ 上記1の審査請求をした場合

当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日

ロ 上記1の審査請求に対する裁決を経て、再審査請求をした場合

当該再審査請求に対する裁決の送達を受けた日